

「殿上所充」小考

——摂関期から院政期へ——

はじめに

一 醍醐朝・後一条朝

二 後朱雀朝以降

むすび

論文要旨

「殿上所充」とは、公卿、弁官、藏人などを、諸司・所々・諸寺の別當に補任する朝廷の行事で、平安時代・鎌倉時代を通じて行われた。

「殿上所充」の初見記事は延喜九年（九〇九）で、寛平から延喜年間にかけて成立したと考えられる。村上朝になると、「殿上所充」は、初度のものと通常のものとに分化する。初度の「殿上所充」は、天皇即位の年、もしくは次年に行われ、諸司・所々・諸寺の別當をすべて選び直す行事である。天皇の代替わりごとに、摂関・藏人・殿上人を選び直すのと一連の行事と捉えられる。その後、一条朝になると、「殿上所充」の名称が成立する。

後一条朝には、「殿上所充」の実施される頻度がおち、儀式次第の整備など形式化が進む。後朱雀朝以降については、史料の残りの悪い時期もあるが、史料的に確認できるのは初度のものだけになっていく。

その背景としては、院政期になると、諸司・所々・諸寺別當制が政治的意味

を失っていくという政治機構の変化があげられよう。また、院政期以降、朝廷の政務・儀式が宮城から里内裏へと移行すると、政治機構の規模も縮小していく。

き、諸司・所々が淘汰されていったと推測できる。

さらに、院政期以降、官方・藏人方の職務分担が成立すると、藏人方の所々別當補任に際しては、藏人方宣旨が発給されるようになり、上卿から弁、史に對して命令が下される「殿上所充」の施行形態とは乖離してくる。

院政期になると、「殿上所充」が形式化していくのに対し、官・中宮・東宮・院・摂関家・外記局の所充は盛んに行われている。これも、朝廷の政治機構が縮小して、官方・外記方・藏人方へ収斂していく、一方、中宮、東宮、院、摂関家など権門の家政機関が拡大して、所謂、権門体制が成立したことを示すものと評価できよう。

古瀬 奈津子